

# 請 求 書

公職選挙法施行令第49条第2項の規定により、与論町長選挙及び与論町議会議員補欠選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定より投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

大島郡与論町大字

番地

令和 年 月 日

氏 名

与論町選挙管理委員会 委員長 港 沢勝 殿

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。

# 請 求 書

公職選挙法施行令第49条第2項の規定により、与論町長選挙及び与論町議会議員補欠選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第2項の規定より投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

大島郡与論町大字

番地

令和 年 月 日

氏 名

代理記載人となるべき者の氏名

与論町選挙管理委員会 委員長 港 沢勝 殿

備考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。